

令和7年度  
埋蔵文化財調整会議



国宝土偶「縄文の女神」舟形町西ノ前遺跡出土

日時：令和7年6月20日（金）午後2時～

山形県観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課

# 目 次

## 1 埋蔵文化財の保護

- (1) 埋蔵文化財について . . . . . 1
- (2) 埋蔵文化財に係る近年の動向 . . . . . 4

## 2 調整と手続き

- (1) 開発と埋蔵文化財保護の調整について . . . . . 8
- (2) 具体的な手続き . . . . . 14

## 3 令和7年度遺跡詳細分布調査 . . . . . 17

## 4 「山形の宝マップ」の活用 . . . . . 18

## 5 公益財団法人山形県埋蔵文化財センター . . . . . 23

## 6 関係法令・通知等資料 . . . . . 27

### 1 法律、政令、国の規則・基準

- 文化財保護法（抄） . . . . . 28
- 文化財保護法施行令（抄） . . . . . 33
- 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則 . . . . . 34
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄） . . . . . 35
- 遺失物法（抄） . . . . . 36

### 2 通知

- 山形県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準 . . . . . 37
- 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（平成10年通知） . . . . . 41
- 建設省がおこなう道路事業の建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取扱いについて . . . . . 50
- 農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について . . . . . 51

# 1 埋蔵文化財の保護

## (1) 埋蔵文化財について

### ① 埋蔵文化財とは

- ・文化財保護法（昭和25年）では「土地に埋蔵されている文化財」とされ、貝塚・集落跡・古墳・都城跡・城跡などの遺跡や、土器・石器・木製品・金属製品などの遺物がこれにあたる。
- ・全国では平成24年3月現在46万5,021箇所を数える（「発掘調査のてびき」文化庁2010年による）。山形県では令和7年3月末現在で5,232件の埋蔵文化財包蔵地が登録されている。

### ② 埋蔵文化財の意義

- ・日本および全国各地の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない、国民共有の貴重な歴史的財産。
- ・文献（文字）資料だけでは知ることのできない歴史や文化を明らかにする手がかりとなる。
- ・地域にとって誇りと愛着をもたらす精神的な拠り所となり、同時に個性豊かな地域の歴史や文化的環境を形作る重要な資産。
- ・適切な保護と後世に伝えていくことが現代に生きる我々の責務。

### ③ 埋蔵文化財保護と国民生活

- ・埋蔵文化財は土地と一体化している→国民の財産権・生活権の尊重、国土開発等の公益との調整についての配慮が必要。
- ・一度破壊されると復元は不可能→この特性を国民に広く理解をしてもらうことが必要。
- ・埋蔵文化財保護担当部局は常にそのことに配慮する必要がある。
- ・歴史的環境を意識した街づくりや人づくりへの活用→今後の大きな課題。

### ④ 埋蔵文化財保護の諸段階と各種調整

- ・埋蔵文化財の保護の基本は地域に所在する埋蔵文化財を正確に把握しそれぞれの内容や価値に応じて適切に保存・活用すること。

#### a 把握・周知

- ・遺跡台帳整備、遺跡地図等による国民への周知（法95条）  
→分布調査（踏査）や試掘調査の実施と遺跡データの更新

#### b 調 整

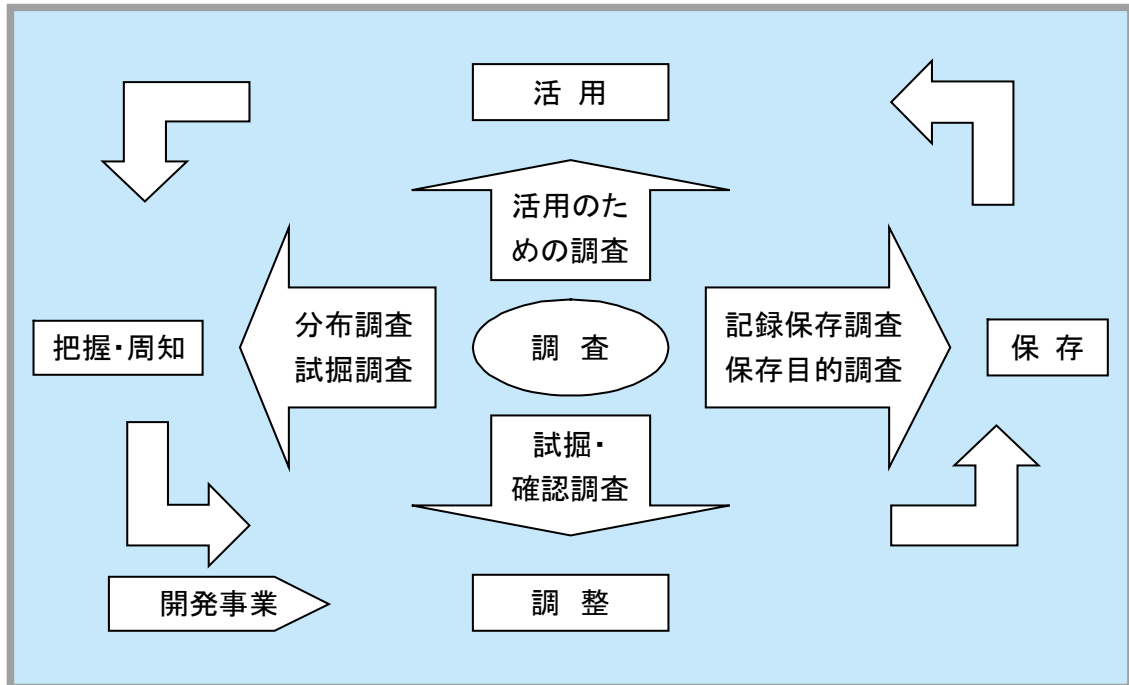
- ・法93条・法94条に基づく届出・通知などに対して埋蔵文化財の保存と開発計画とを調整し必要な取扱いを決定する。  
→試掘調査（遺跡の有無の確認、遺跡内容の把握）を実施し、総合的に判断をおこなう。

#### c 保 存（保存のあり方と調査の仕方）

- ・現状保存
- ・記録保存（現状保存できない遺跡について、発掘調査を実施し記録（発掘調査報告書）として残す。）

#### d 活 用

- ・遺跡の整備やまちづくりのための素材としての利用
- ・発掘調査による出土品の展示や調査成果の発信  
→国民や地域住民がその価値や成果を享受できるようにすること



#### 埋蔵文化財保護行政の基本的な流れ

(「発掘調査のてびきー集落遺跡発掘編ー」平成22年3月文化庁より)

山形県内遺跡数一覧

令和7年3月31日現在

| 市町村        | 遺跡数   | 旧石器時代  | 縄文時代          |        | 弥生時代 |       | 古墳時代   |        |       | 奈良・平安時代 |        |        |     | 中世     |        |     |     | 近世     |         |     |    | 時期不明 |
|------------|-------|--------|---------------|--------|------|-------|--------|--------|-------|---------|--------|--------|-----|--------|--------|-----|-----|--------|---------|-----|----|------|
|            |       | 集落・散布地 | 集落・散布地<br>その他 | 集落・散布地 | 墳墓等  | 古墳・横穴 | 集落・散布地 | 祭祀・その他 | 都城・官衙 | 集落・散布地  | 窯業・生産跡 | 祭祀・その他 | 城館跡 | 集落・散布地 | 経塚・墳墓等 | その他 | 城館跡 | 集落・散布地 | 生産跡・墳墓等 | その他 |    |      |
| ●村山地区      | 1,641 | 34     | 756           | 2      | 29   | 0     | 45     | 47     | 2     | 6       | 204    | 24     | 19  | 335    | 10     | 66  | 0   | 4      | 1       | 34  | 4  | 19   |
| 山形市        | 323   | 1      | 98            | 2      | 18   |       | 26     | 29     | 2     | 6       | 72     | 3      | 4   | 48     | 2      | 8   |     | 2      |         |     |    | 2    |
| 寒河江市       | 85    | 2      | 22            |        |      |       | 1      |        |       |         | 5      | 3      |     | 41     | 2      | 4   |     |        |         | 2   | 3  |      |
| 上山市        | 68    |        | 38            |        |      |       | 1      | 1      |       |         | 9      | 6      |     | 11     |        |     |     |        | 1       |     |    | 1    |
| 村山市        | 159   | 2      | 116           |        | 3    |       | 1      |        |       |         | 14     | 1      |     | 20     |        | 1   |     |        |         |     |    | 1    |
| 天童市        | 211   |        | 59            |        | 2    |       | 7      | 10     |       |         | 45     | 7      | 11  | 16     | 1      | 31  |     | 2      |         | 20  |    |      |
| 東根市        | 89    | 2      | 39            |        | 1    |       | 3      | 1      |       |         | 17     | 1      | 3   | 20     |        | 2   |     |        |         |     |    |      |
| 尾花沢市       | 196   |        | 145           |        | 1    |       | 1      |        |       |         | 4      |        |     | 30     | 1      | 1   |     |        |         | 2   |    | 11   |
| 山辺町        | 77    |        | 24            |        | 1    |       | 5      | 3      | 0     |         | 10     | 1      | 1   | 18     | 3      | 8   |     |        |         | 3   |    |      |
| 中山町        | 35    | 1      | 10            |        | 1    |       |        | 1      |       |         | 11     | 1      |     | 10     |        |     |     |        |         |     |    |      |
| 河北町        | 53    | 3      | 27            |        | 0    |       |        | 2      |       |         | 11     |        |     | 8      |        | 2   |     |        |         |     |    |      |
| 西川町        | 102   | 14     | 36            |        |      |       |        |        |       |         | 1      |        |     | 51     |        |     |     |        |         |     |    |      |
| 朝日町        | 50    | 3      | 21            |        |      |       |        |        |       |         |        |        |     | 24     |        |     |     |        |         | 1   |    | 1    |
| 大江町        | 59    | 3      | 21            |        |      |       |        |        |       |         | 1      | 1      |     | 31     |        |     |     |        |         | 1   | 1  |      |
| 大石田町       | 134   | 3      | 100           |        | 2    |       |        |        |       |         | 4      |        |     | 7      | 1      | 9   |     |        |         | 5   |    | 3    |
| ●最上地区      | 432   | 35     | 274           | 0      | 3    | 0     | 0      | 1      | 0     | 0       | 5      | 0      | 0   | 106    | 4      | 3   | 0   | 1      | 0       | 0   | 0  | 0    |
| 新庄市        | 127   | 27     | 83            |        | 1    |       |        |        |       |         | 1      |        |     | 12     | 1      | 1   |     | 1      |         |     |    |      |
| 金山町        | 34    | 1      | 21            |        |      |       |        |        |       |         |        |        |     | 12     |        |     |     |        |         |     |    |      |
| 最上町        | 52    |        | 34            |        |      |       |        |        |       |         | 1      |        |     | 17     |        |     |     |        |         |     |    |      |
| 舟形町        | 33    | 1      | 19            |        |      |       |        |        |       |         |        |        |     | 10     | 2      | 1   |     |        |         |     |    |      |
| 真室川町       | 68    | 4      | 49            |        |      |       |        |        |       |         |        |        |     | 14     | 1      |     |     |        |         |     |    |      |
| 大蔵村        | 13    |        | 8             |        | 1    |       |        |        |       |         |        |        |     | 4      |        |     |     |        |         |     |    |      |
| 鮭川村        | 49    | 1      | 29            |        |      |       |        | 1      |       |         | 2      |        |     | 15     | 0      | 1   |     |        |         |     |    |      |
| 戸沢村        | 56    | 1      | 31            |        | 1    |       |        |        |       |         | 1      |        |     | 22     |        |     |     |        |         |     |    |      |
| ●鹿嶋地区      | 2,022 | 29     | 829           | 1      | 9    | 0     | 86     | 34     | 2     | 6       | 189    | 21     | 7   | 624    | 25     | 71  | 1   | 1      | 11      | 28  | 0  | 48   |
| 米沢市        | 684   | 3      | 304           |        | 1    | 0     | 30     | 6      | 2     | 5       | 37     | 5      |     | 238    | 11     | 39  |     |        |         | 2   | 0  | 1    |
| 長井市        | 233   | 8      | 112           |        |      |       | 2      | 3      |       |         | 18     | 4      |     | 61     | 4      | 8   |     |        |         | 5   | 1  | 7    |
| 南陽市        | 285   | 1      | 100           | 1      | 3    |       | 20     | 6      |       |         | 66     | 1      | 5   | 79     | 2      | 0   | 1   |        |         |     |    |      |
| 高畠町        | 317   |        | 115           |        | 3    |       | 26     | 11     |       |         | 49     | 7      | 1   | 51     | 2      | 8   |     |        |         | 4   | 17 | 23   |
| 川西町        | 197   | 2      | 22            |        |      |       | 8      | 7      |       | 1       | 16     | 1      |     | 108    | 5      | 14  |     |        |         | 0   |    | 13   |
| 小国町        | 109   | 12     | 69            |        | 1    |       |        |        |       |         |        |        |     | 24     | 1      | 1   |     |        |         |     |    | 1    |
| 白鷹町        | 124   |        | 71            |        | 1    |       |        | 1      |       |         | 3      | 3      | 1   | 30     |        | 1   |     | 1      |         | 9   |    | 3    |
| 飯豊町        | 73    | 3      | 36            |        |      |       |        |        |       |         |        |        |     | 33     |        |     |     |        |         | 1   |    |      |
| ●庄内地区 *合併前 | 1,137 | 25     | 412           | 2      | 13   | 0     | 6      | 13     | 0     | 5       | 298    | 29     | 17  | 230    | 12     | 55  | 0   | 3      | 0       | 11  | 1  | 5    |
| 鶴岡市        | *鶴岡市  | 232    | 6             | 44     |      | 3     |        | 1      | 12    |         | 54     | 7      | 3   | 80     | 1      | 19  |     | 1      |         |     |    | 1    |
|            | *藤島町  | 64     | 1             | 12     |      | 1     |        | 3      |       | 1       | 27     |        | 4   | 8      | 1      | 4   |     |        |         | 2   |    |      |
|            | *羽黒町  | 138    | 3             | 78     |      | 2     |        |        |       |         | 23     |        | 4   | 14     | 1      | 10  |     |        |         | 3   |    |      |
|            | *櫛引町  | 40     | 1             | 22     |      |       |        |        |       |         |        |        |     | 13     |        | 1   |     |        |         |     |    | 3    |
|            | *朝日村  | 55     | 6             | 28     |      |       |        |        |       |         | 1      |        |     | 19     |        |     |     |        |         | 1   |    |      |
|            | *温海町  | 42     |               | 22     |      |       |        |        |       | 1       | 1      |        |     | 13     | 1      |     |     | 1      |         | 3   |    |      |
| 571        | 計     | 17     | 206           | 0      | 6    | 0     | 4      | 12     | 0     | 2       | 106    | 7      | 11  | 147    | 4      | 34  | 0   | 2      | 0       | 9   | 0  | 4    |
| 酒田市        | *酒田市  | 106    |               | 13     |      | 4     |        | 1      |       |         | 1      | 63     | 5   | 2      | 8      | 1   | 6   |        |         |     | 1  | 1    |
|            | *八幡町  | 70     | 1             | 25     | 1    |       |        |        |       | 2       | 21     | 1      |     | 19     |        |     |     |        |         |     |    |      |
|            | *松山町  | 25     |               | 14     |      |       |        |        |       |         |        |        |     | 7      | 1      | 1   |     | 1      |         | 1   |    |      |
|            | *平田町  | 53     |               | 18     |      |       |        |        |       |         | 11     | 5      | 2   | 13     | 1      | 3   |     |        |         |     |    |      |
| 254        | 計     | 1      | 70            | 1      | 4    | 0     | 1      | 0      | 0     | 3       | 95     | 11     | 4   | 47     | 3      | 10  |     | 1      | 0       | 1   | 1  | 1    |
| 庄内町        | *立川町  | 41     | 1             | 21     |      | 2     |        |        |       |         | 3      | 2      |     | 9      |        | 3   |     |        |         |     |    |      |
|            | *余目町  | 45     |               | 4      |      |       | 1      | 1      |       |         | 23     |        | 1   | 9      | 4      | 2   |     |        |         |     |    |      |
| 86         | 計     | 1      | 25            | 0      | 2    | 0     | 1      | 1      | 0     | 0       | 26     | 2      | 1   | 18     | 4      | 5   |     | 0      | 0       | 0   |    | 0    |
| 三川町        | 16    |        |               |        |      |       |        |        |       |         | 10     |        |     | 4      |        | 2   |     |        |         |     |    |      |
| 遊佐町        | 210   | 6      | 111           | 1      | 1    |       |        |        |       |         | 61     | 9      | 1   | 14     | 1      | 4   |     |        |         | 1   |    |      |
| 合計         | 5,232 | 123    | 2,271         | 5      | 54   | 0     | 137    | 95     | 4     | 17      | 696    | 74     | 43  | 1,295  | 51     | 195 | 1   | 9      | 12      | 73  | 5  | 72   |

| 計<br>件数 | 旧石器時代 | 縄文時代  | 弥生時代 | 古墳時代 | 奈良・平安時代 | 中世    | 近世 | 時期不明 |
|---------|-------|-------|------|------|---------|-------|----|------|
|         | 123   | 2,276 | 54   | 236  | 830     | 1,542 | 99 | 72   |
| 5,232 件 |       |       |      |      |         |       |    |      |

## （２）埋蔵文化財に係る近年の動向

### ○近世・近代の埋蔵文化財の保護について

『近世・近代の埋蔵文化財保護について（報告）』令和６年８月  
埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

#### 背景：東京都港区に所在する高輪築堤跡の保存問題

我が国で最初に鉄道が敷設された際に築かれた高輪築堤が、文献史料や絵図、写真等から存在と重要性が認識されていたにもかかわらず、文化財としての保護措置が執られていなかった。

令和２年の開発事業計画に先立つ試掘調査で、極めて良好な状態で保存されていることが確認され、ＪＲ東日本が設置した有識者会議における議論や文化審議会による建議を受け、その一部が現状保存された。仮により早い段階でその存在が指摘されていれば、保護へ向けた取り組みが一層効果的にできたのではないかと課題が残った。

高輪築堤跡の保存問題を契機に、令和３年８月２３日に文部科学大臣から文化審議会へ審議要請がなされ、それに応じて、令和４年７月２２日に文化審議会文化財分科会は「これからの埋蔵文化財保護の在り方について（第一次報告書）」を公表した。同報告書では、近世・近代の保護に係る課題として、以下を挙げた。

近世・近代の遺跡の件数や内容は地方公共団体間において著しい差が生じている（中略）。特に近代の遺跡については、そもそも、文化遺産としての重要性の認知度が未だ途上であることに加え、地上に建造物が残っている場合もあることや、近代化遺産調査や登録有形文化財（建造物）制度の浸透等もあって、建造物の観点からのみ価値判断がなされる傾向にある。その結果、遺跡や埋蔵文化財包蔵地としての価値判断がなされないまま、適切な行政的措置を経ずに失われていくものもあることから、近代の遺跡の把握・認識に関する適切な在り方が望まれる。

## 近世・近代の埋蔵文化財保護について（報告）の概要

### 1 目的

近世・近代の遺跡の保護の考え方について整理した上で埋蔵文化財として、保護すべき対象の考え方や保護の範囲について具体的な考え方を示す。これにより都道府県が近世・近代の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象を選定するための具体的な基準を作成することを推進し、その保護と開発事業等との円滑な調整並びに両立を図る。

### 2 主な課題

- ・ 近世・近代の遺跡は、価値判断の考え方が地方公共団体において定着していないため、保護措置が十分、図られていない場合がある。
- ・ 近世・近代の埋蔵文化財は、埋蔵文化財として扱う対象が不明確であり、開発との調整において保護のための措置が取られない、あるいは後手に回る場合がある。

### 3 近世・近代の遺跡の保護に関する基本的な考え方

近世・近代の遺跡は、その価値の所在や内容に応じて必要な保護措置を執ることが前提となる。その上で、地中に埋没しているなどの理由からその内容が容易に判断できないものについては、埋蔵文化財包蔵地として扱った上で、客観性・透明性がある基準のもと、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として扱う対象を決定する。

### 4 近世・近代の埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する新たな指針の概要

- 埋蔵文化財として扱う対象の明確化と基準の作成
  - ・ 埋蔵状態にある部分が建造物等の上部構造物の価値から独立した価値を有するものであること。
  - ・ 現存する建造物等の上部構造物から価値判断が可能なものは、その価値をもって指定や登録等必要な保護措置を検討すること。
  - ・ 近世・近代の埋蔵文化財包蔵地は、地方公共団体が保護の対象を選択することにより土地の利用に規制（発掘を行う場合の届出等）を課すことから、都道府県が客観的・合理的な選択基準を定める必要があること。
  - ・ 都道府県が定める基準では、埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の区分を具体的に示すとともに、周知化する対象を選択する際の考え方を具体的に示すこと。
- 開発との調整に当たって留意すべき事項
  - ・ その保存状態が判断できない重要な埋蔵文化財についても、その重要度を踏まえて、文献史料や絵画、写真により「埋蔵文化財が所在する可能性がある区域」として遺跡地図に表示するなどの周知化を図りつつ、開発事業が計画された場合においても保護措置が検討できるよう工夫すること。

## 近世・近代の埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する基準作成に係る考え方（例示）

### （１）対象とする年代

【近世】幕藩体制の成立から幕末、明治維新

【近代】幕末・開国頃から第二次世界大戦終結頃まで

### （２）埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の考え方

遺跡の全体又は一部が埋蔵された状態にあるもの

### （３）埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の区分

【近世】・現在の町や地域の成り立ちに係る遺跡

・地域における社会・経済の特性を考える上で重要な遺跡

・我が国の社会・経済・政治に係る遺跡又は歴史的事件に係る遺跡

【近代】・我が国の近代化及び近代史を象徴する遺跡

・地域の近代化及び近世史を象徴する遺跡

・墓所、神社、寺院等、前時代から継承されてきた遺跡のうち、その来歴が我が国の歴史又は地域史において重要な意味を持つ遺跡

### （４）周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の選択

【遺跡区分のうち全てを周知化するもの】

・地域の近世・近代史を象徴する遺跡であり、その全部を対象とすることにより地域社会及び経済活動等の復元や、地域固有の技術やその継承や発展を明らかにすることができる遺跡

・他地域における類例が乏しい地域特有の遺跡

・類例が乏しく希少な遺跡

【遺跡区分のうち一部を周知化するもの】

・同種の遺跡が複数ある遺跡

・現存する施設や史料等から機能時の遺跡の内容が相当程度、判明する遺跡

### （５）周知の埋蔵文化財包蔵地として扱う対象の決定

・有識者等の意見を踏まえて、近世・近代の周知の埋蔵文化財包蔵地を決定

・周知化に際して同一の都道府県内において著しい違いが生じないよう都道府県が取扱い基準を示し、市町村へ助言

### （６）周知の埋蔵文化財包蔵地以外の取扱い

周知化するとした遺跡と同等の内容を持つ遺跡が発見された場合やそれを構

成する象徴的な遺構が検出された場合等を発掘調査の対象とする など

**(7) その他**

地域や土地所有者等への説明、資料の整備と公開等、基準の見直しなど、その他事項に関しする取決めについて示す。

## 2 調整と手続き

\*P.12「埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の取扱フローチャート(山形県)」を参照

### (1) 開発事業と埋蔵文化財保護の調整について

① 事業照会・・・遺跡所在の確認をして事業照会に回答してください。

例年、県の文化財保護担当課から事業所と各部局に次年度以降の事業計画について照会を行ないます。回答に基づき事業内容の聴取（ヒアリング）を行ない、事業区の変更（地区除外）や工法変更（現状保存）も含めて、開発事業と埋蔵文化財保護との調整をしています。

◎土木工事等の事業計画については、事業者と県教委との間で法94条1の通知前のできるだけ早期に、事実上の連絡調整が行なわれるのが望ましい。【昭和50年文化庁通知第5-3注2】

② 分布調査・・・必要に応じ県（文化財保護担当課）が遺跡詳細分布調査を行います。遺跡（隣接地を含む）もしくは遺跡可能性地内で事業を行なう計画がある場合は、埋蔵文化財分布調査の依頼を提出してください。ただし、事業照会の回答およびヒアリングの対象となった事業は依頼とみなしますので、別途文書による依頼は必要ありません。

県（文化財保護担当課）は依頼を受けて遺跡詳細分布調査を行ないます。分布調査費用は県（文化財保護担当課）が負担します。その結果に基づいて、遺跡の取扱いについて協議（次③による）させていただきます。7月のヒアリングで必要性、緊急性を把握した上で調査を実施します。

#### 遺跡詳細分布調査

調査には、踏査、試掘調査があります。

##### ○踏査

地表面を歩き調べることによって、遺物（土器、石器など）の散布状況や古墳・土塁・濠などの遺存地形を確認し、埋蔵文化財の有無を把握する調査です。事業予定地や将来の事業計画地域を調査するものです。

##### ○試掘調査

地下に埋もれている埋蔵文化財について、その所在・範囲・内容などを把握するためには、地表面の観察だけでは不十分で判断できないことがあります。遺跡の範囲内や遺跡可能性地において、工事内容が埋蔵文化財に影響を与えないか、事業地の一部で坪掘やトレンチ調査を行い、地下の状況を調査し把握します。

### ③ 埋蔵文化財の取り扱い協議

埋蔵文化財は可能な限り現状保存していくことが理想的ですが、すべてを保存することは現実的ではありませんし、生活環境の改善など社会環境の豊かさの向上にとっては、開発等の行為も必要です。開発行為が遺跡に対して計画された場合、とる処置は大きく分けて以下の三つとなります。

#### 1 事業対象地に含めない (地区除外)

国指定史跡、史跡候補地、県・市町村指定史跡等はもちろん、そのほかでも重要な遺跡(文化財)の区域は、事業対象地に入れない。

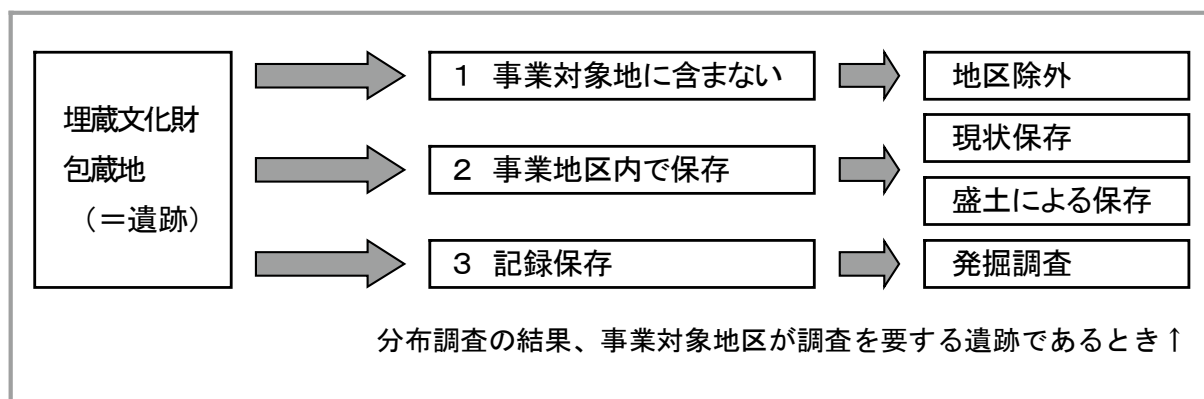
#### 2 事業地区内で公園・緑地に取り込む等により保存を図る (現状保存)

事業計画との整合が図れるような場合は、事業地区内に含めて、工法を変更して公園・緑地等として積極的に遺跡の現状を保存することが望ましい。このような対応は、文化財の保護上望ましいだけでなく、事業者側にとっても調査のための期間や経費の節減となるものです。

- a 現況のままの土地の状態で公園・緑地・空地等の公共・公益用地として保存する
- b 盛土したあと、地下遺構に影響のない利用方法で保存する

#### 3 発掘調査を行なって、記録を残すもの (記録保存)

「地区除外」「現状保存」が行なえない場合は、やむを得ず事業の施工前に埋蔵文化財の発掘調査を実施し、その結果を記録して保存します。事業によって失われる遺構や遺物の出土状況を測量や写真で詳細に記録し、後世に遺し伝えるためのものです。



「3 記録保存」(発掘調査)は最も普遍的にみられる対応ですが、埋蔵文化財の保護にとっては、やむを得ず行なわれる次善の策であり、これらの選択は遺跡の重要度などを考慮した上でなされるものです。

また、「記録保存」の場合でも、調査途中で当初予想していなかった重要な遺跡であると確認された場合には、完全に発掘してしまわずに、埋め戻して「現状保存」とすることもあり得ます。(例：三内丸山遺跡、事業中止し遺跡公園)

そのため、調整を行なう上では、開発事業側と文化財保護側との間に緊密な連絡・調整が不可欠といえます。

## 遺跡として扱う範囲

### ○時代

原則として中世までの遺跡とし、近世の遺跡については地域において必要と認められるもの、近現代の遺跡については、地域において特に必要と認められるものとしします。

### ○範囲

遺構（住居跡、溝跡、井戸跡ほか）の存在する範囲を対象とします。ただし、遺構が希薄の場合や、互いに離れて存在する場合、遺跡の中の空閑地については、その遺跡の時代や性格等を考慮して判断します。遺物包含層（土器石器を含む土層）のみの場合は、一定量の遺物がまとまって所在する区域を範囲としますが、出土が散漫な区域であっても、地域性や時代・性格等を充分に考慮して判断するものとしします\*。

（P. 37『山形県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準』から）

※旧石器時代や縄文時代のはじめなど、遺構の検出や遺物の出土が稀な時代があるためです。

#### ④ 工事の通知提出・・・発掘通知（土木工事の通知）を提出してください。

県（文化財保護担当課）に、94条の発掘通知を提出する。それまでの協議・調査に基づいて遺跡の取扱いについての勧告（現状保存・発掘調査\*<sup>1</sup>、工事立会\*<sup>2</sup>、慎重工事\*<sup>3</sup>）を行ないます。

国・地方公共団体などが工事のために遺跡を発掘（掘削）しようとする場合は、事業計画の策定にあたって、あらかじめ県（文化財保護担当課）にその旨を通知しなければならない。県（文化財保護担当課）は埋蔵文化財の保護上、特に必要があるときは、事業計画の策定・実施について、関係各機関と協議をすることができる。（法94条1～3、法184条6）

※1 開発事業との調整の結果、現状保存できないと判断された埋蔵文化財について、記録をとり報告書を作成する調査を「発掘調査」という。

※2 対象地が狭小で通常の発掘調査ができない場合、または工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況確認をする必要がある場合は、工事中に県の専門職員が立ち会う。埋蔵文化財が確認されたときは、記録をとるなどの措置を講じる。

※3 発掘調査・工事立会が必要ないときは、遺跡内で工事を行なうことを認識の上、慎重に工事し、埋蔵文化財（遺構、土器・石器等）の発見時には速やかに連絡しなくてはならない。

- ⑤ 発掘調査・・・94条の勧告が「発掘調査」の場合、調査を（公財）山形県埋蔵文化財センターに委託してください。調査の経費は事業者の負担となります。

**発掘調査を要する場合**

- 1) 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合
- 2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばなくても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置であっても、その重さが地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合
- 3) 恒久的工作物の設置により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合  
具体的には、道路、ダム・河川、恒久的盛土・埋立て（厚さ2～3m以上）・建物など。

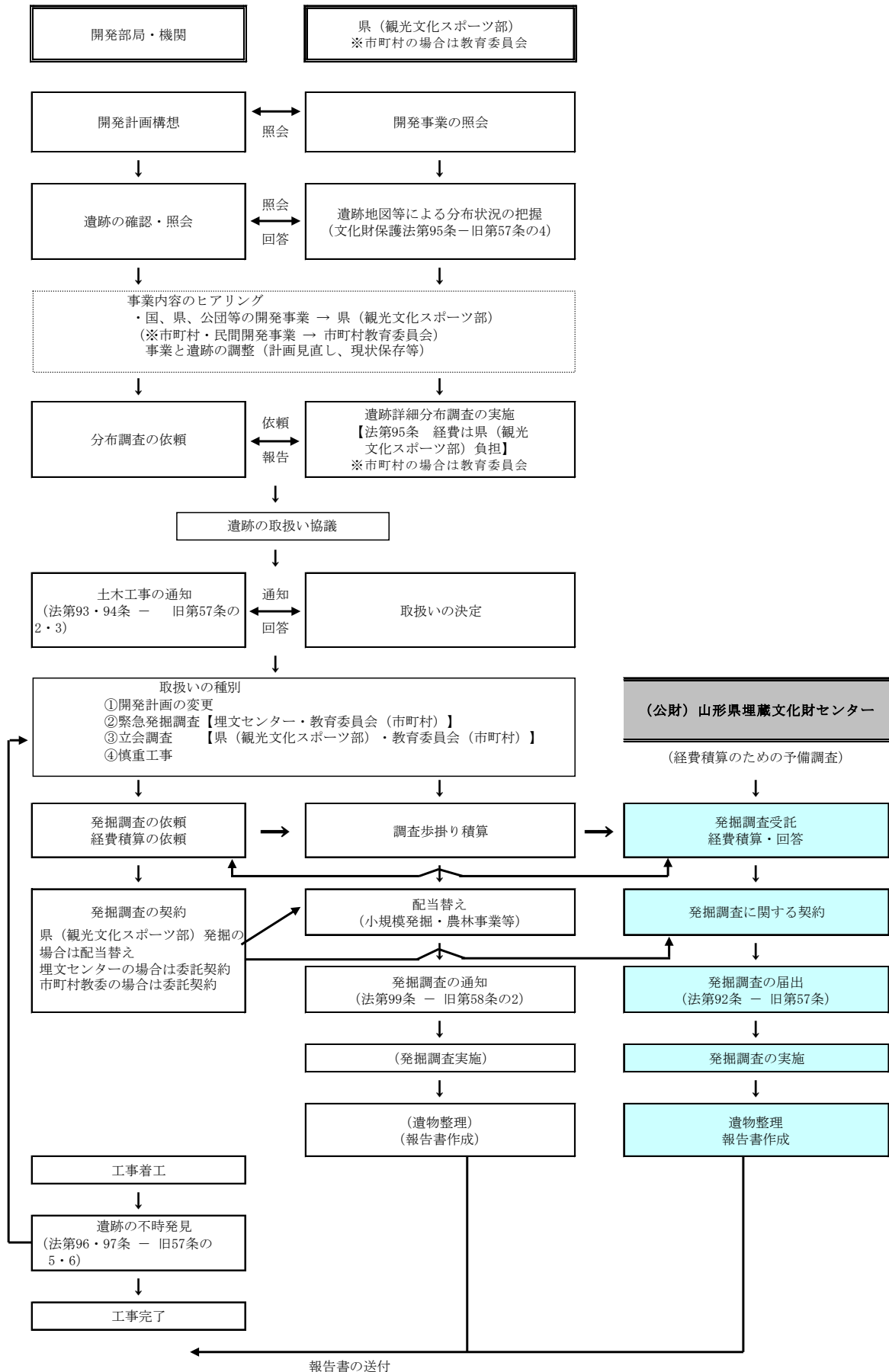
（P. 37『山形県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準』に明示）

埋蔵文化財の現状保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対し、記録保存のための調査経費の負担を求めることとしている。事業者が負担するのは、発掘調査作業の経費、整理作業の経費、報告書作成経費などである。

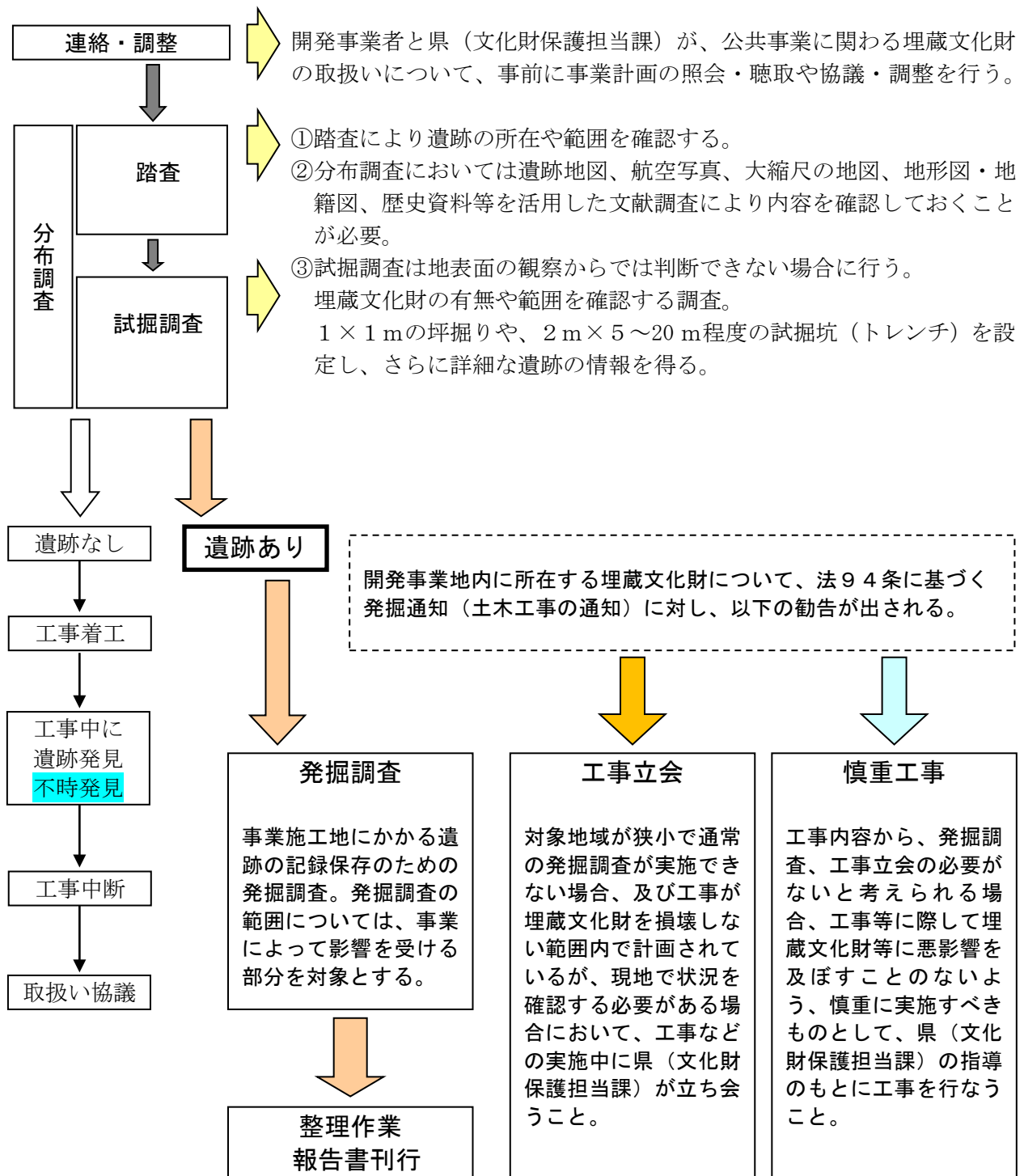
（P. 41 平成10年文化庁通知）

- ⑥ 遺跡の不時発見・・・工事中、埋蔵文化財（遺構、土器・石器等）を発見したときは、速やかに県（文化財保護担当課）に連絡してください。  
例として、山形市大之越古墳は農道工事で発見され、工事を中断して記録調査を行い、古墳は遺跡公園として整備され、出土品は県指定文化財となり県立博物館で展示中。

開発事業との調整フローチャート（山形県）



# 開発事業に係る埋蔵文化財の取扱いについて（調整・協議）



## （２）具体的な手続き

- ・埋蔵文化財発掘調査の届出（法92条）、埋蔵文化財発掘調査の実施通知（法99条）
- ・埋蔵文化財発掘の届出（法93条）、埋蔵文化財発掘の通知（法94条）
- ・遺跡発見の届出（法96条）、遺跡発見の通知（法97条）

### ○届出・通知書

県ホームページから文書の様式（xls形式又はPDF）をダウンロードできます。

山形県ホームページ → 教育・文化 → 文化・スポーツ → 文化財 → 山形県内の埋蔵文化財について → 申請書ダウンロード

### 94条（公共事業による工事）の通知

| 第<br>年                                                                                                                                        | 月 | 号<br>日 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|--------|
| 山形県知事 殿                                                                                                                                       |   |        |
| (住所)                                                                                                                                          |   |        |
| (氏名)                                                                                                                                          |   | 印      |
| 埋蔵文化財発掘の通知について（94条通知）                                                                                                                         |   |        |
| 周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第94条第1項、同第184条第1項及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第5条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。 |   |        |
| 記                                                                                                                                             |   |        |
| 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番                                                                                                                       |   |        |
| 2 土木工事等をしようとする土地の面積                                                                                                                           |   |        |
| 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所                                                                                                               |   |        |
| 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状                                                                                                          |   |        |
| 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要                                                                                                                        |   |        |
| 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）                                                 |   |        |
| 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所                                                                                                                      |   |        |
| 8 当該土木工事等の着手の予定時期                                                                                                                             |   |        |
| 9 当該土木工事等の終了の予定時期                                                                                                                             |   |        |
| 10 その他参考となるべき事項                                                                                                                               |   |        |
| 〔添付書類〕                                                                                                                                        |   |        |
| 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面                                                                                                 |   |        |

94条第1項

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 県文書番号 | 文 生 第 号 ・ 年 月 日 |
|-------|-----------------|

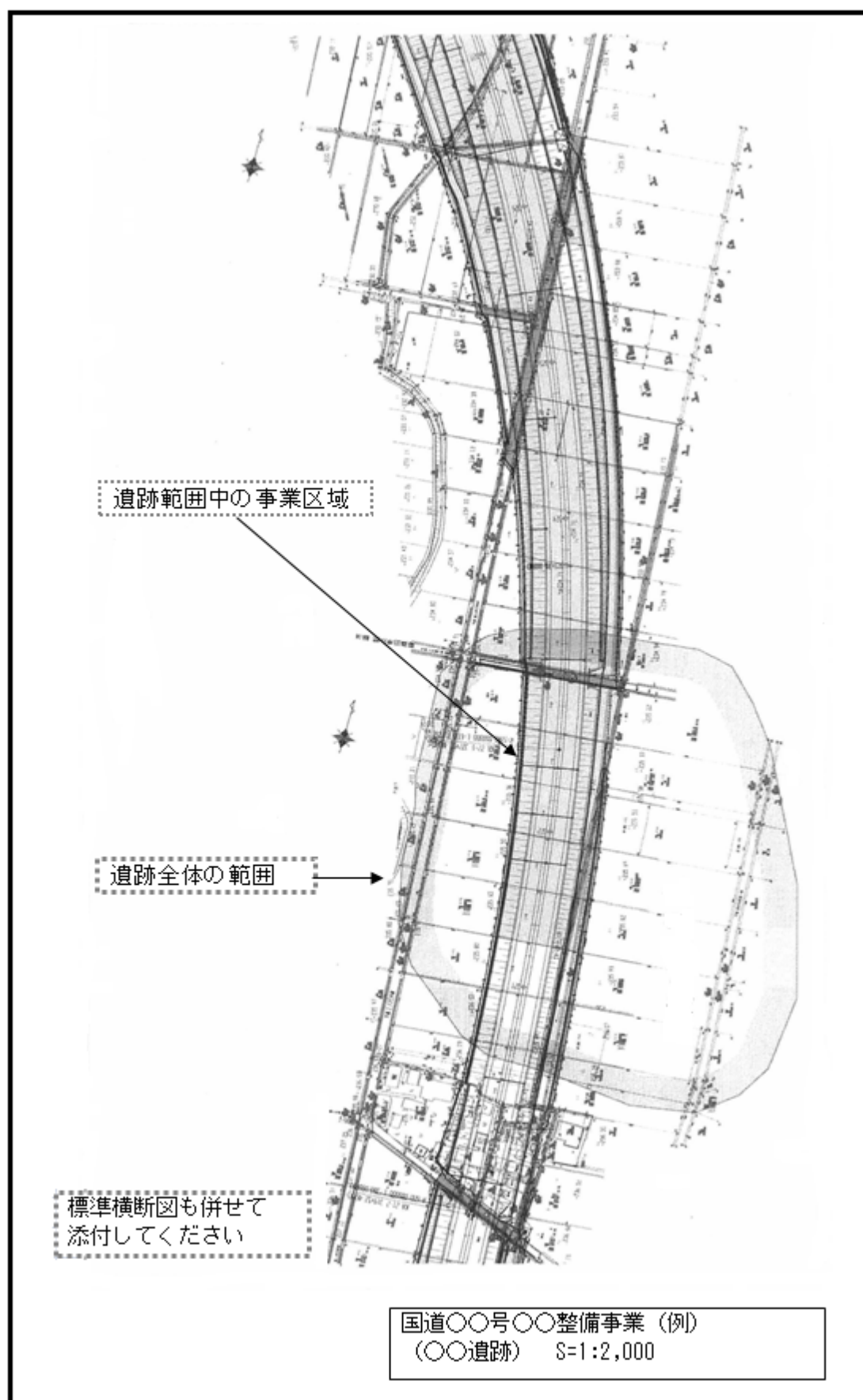
|            |                                                                                                                                                      |    |   |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---|
| 1. 所在地     | 山形県山形市松波〇〇字〇〇                                                                                                                                        |    |   |
| 2. 面 積     | 事業面積 〇〇〇㎡                                                                                                                                            |    |   |
| 3. 土地所有者   | 氏名： 〇〇省〇〇局〇〇〇事務所<br>住所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇                                                                                                                  |    |   |
| 4. 遺跡の種類   | 散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓<br>その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ( )                                                                                           |    |   |
| 遺跡の名称      | 〇〇〇遺跡 (遺跡番号〇〇〇-〇〇〇)                                                                                                                                  | 員数 | 1 |
| 遺跡の現状      | 宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ( )                                                                                                                        |    |   |
| 遺跡の時代      | 旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ( )                                                                                                                     |    |   |
| 5. 工事の目的   | 道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅<br>個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗<br>その他の建物 ( ) 宅地造成 土地区画整理<br>公園造成 ゴルフ場 観光開発 電気・水道・ガス等<br>農業基盤整備 (農道等含む) その他農業関係事業 土砂採取<br>その他の開発 ( ) |    |   |
| 工事の概要      | 一般国道〇〇号整備事業 L=6,200m                                                                                                                                 |    |   |
| 6. 工事主体者   | 氏名： 〇〇省〇〇局〇〇〇事務所<br>住所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇                                                                                                                  |    |   |
| 7. 施行担当責任者 | 氏名： 〇〇省〇〇局〇〇〇事務所 工務第一課長 〇〇〇〇<br>住所： 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇                                                                                                      |    |   |
| 8. 着手予定時期  | 平成〇〇年〇〇月〇〇日                                                                                                                                          |    |   |
| 9. 終了予定時期  | 平成〇〇年〇〇月〇〇日                                                                                                                                          |    |   |
| 10. 参考事項   |                                                                                                                                                      |    |   |

|      |      |      |      |         |
|------|------|------|------|---------|
| 勧告事項 | 発掘調査 | 工事立会 | 慎重工事 | その他 ( ) |
|------|------|------|------|---------|

〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。 ②勧告事項欄は県教育委員会で記入 ③4・5欄は、  
該当事項を○で囲み、該当項目のない場合は ( ) 内に記入。

添付書類について

- ・県遺跡地図(県ホームページ内)の事業該当地を拡大したものに、遺跡と事業計画地がわかるように明示した図を添付してください。
- ・県(文化財保護担当課)からの「遺跡詳細分布調査の結果について(報告)」の写しも添付して下さい。経年して通知される場合もありますので、勧告事項の確認事務の手続きが迅速にできるよう、忘れずに願います。



### 3 令和7年度遺跡詳細分布調査

- 埋蔵文化財調整会議 6月20日
- 開発事業計画の聴取 7月
- 分布調査 昨年度来の協議・調整事業については、当該年度の聴取を待たずに踏査・試掘調査を行っています。
- 工事立会調査 法94条通知後に「工事立会」の勧告とした遺跡について、工事開始時にあわせて調査を行っています。
- 整理作業 分布調査で出土した出土品（土器・石器等）を洗浄、出土地の注記を行い、写真撮影、実測などの記録を取ります。さらに調査の履歴と結果を取りまとめて「分布調査報告書」として刊行し、遺跡の周知にも役立てています。

#### 令和7年度遺跡詳細分布調査工程

| 事業区分                            |           | 令和7(2025)年 |    |    |    |    |    |     |     |     |    | 令和8(2026)年 |    |  |
|---------------------------------|-----------|------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|------------|----|--|
|                                 |           | 4月         | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月         | 3月 |  |
| 踏査（現地確認調査）・試掘調査・工事立会            | 県農林水産部    |            |    |    |    |    |    |     |     |     |    |            |    |  |
|                                 | 県土整備部     |            |    |    |    |    |    |     |     |     |    |            |    |  |
|                                 | 国土交通省     |            |    |    |    |    |    |     |     |     |    |            |    |  |
|                                 | ほか事業所     |            |    |    |    |    |    |     |     |     |    |            |    |  |
| 令和7年度埋蔵文化財調整会議                  |           |            |    |    |    |    |    |     |     |     |    |            |    |  |
| 令和8年度以降の埋蔵文化財包蔵地に係る開発事業計画の照会・聴取 |           |            |    |    |    |    |    |     |     |     |    |            |    |  |
| 整理作業                            | 出土品・記録の整理 |            |    |    |    |    |    |     |     |     |    |            |    |  |
|                                 | 報告書原稿作成   |            |    |    |    |    |    |     |     |     |    |            |    |  |

## 4 「山形の宝マップ」の活用

県 HP で公開していた山形県遺跡地図(PDF 版)は、令和 6 年 4 月より「山形の宝マップ」に統合しましたので、遺跡範囲を確認したい場合は当該マップをご利用ください。

### ○山形の宝マップを見るには

山形県ホームページ → 教育・文化 → 文化・スポーツ → 文化財 → 山形の宝マップ  
またはgoogle等で「山形の宝マップ」と検索してください。

山形の宝マップに掲載している遺跡地理情報は、各種調査等で得られた最新のデータに基づき作成されていますが、遺跡（埋蔵文化財包蔵地）は、県や市町村の文化財保護担当課が実施する分布調査や試掘調査、工事中の遺物出土などによって新たに発見されたり、その範囲や位置が修正されたりすることがあります。それに伴い、遺跡地図が予告なく更新されることがあります。



### 文化財

- [山形県内の文化財について](#)
- [山形県内の埋蔵文化財について](#)
- [日本遺産](#)
- [銃砲刀剣登録の手続き](#)
- [山形県文化財保護審議会について](#)
- [山形県文化財保存活用大綱の策定について](#)
- [山形の宝マップ](#)
- [未来に伝える山形の宝](#)



#### 山形の宝マップ

山形県内の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の位置情報、国・県指定文化財、国登録文化財及び国指定文化財の位置情報を掲載したマップ「山形の宝マップ」を公開します。

利用にあたっては、下記の利用規約等を必ずご確認ください。

令和6年4月より、遺跡（埋蔵文化財包蔵地）の位置情報を追加しました。

#### 利用規約

利用規約の内容は下記よりご確認ください。

[利用規約 \(PDF: 154KB\)](#)

「山形の宝マップ」を利用した場合、山形県は利用者が本利用規約に同意したものとみなします。

以上のことに同意し、「山形の宝マップ」の提供画面に準じます。

⇒「[山形の宝マップ](#)」([外部サイトへリンク](#))

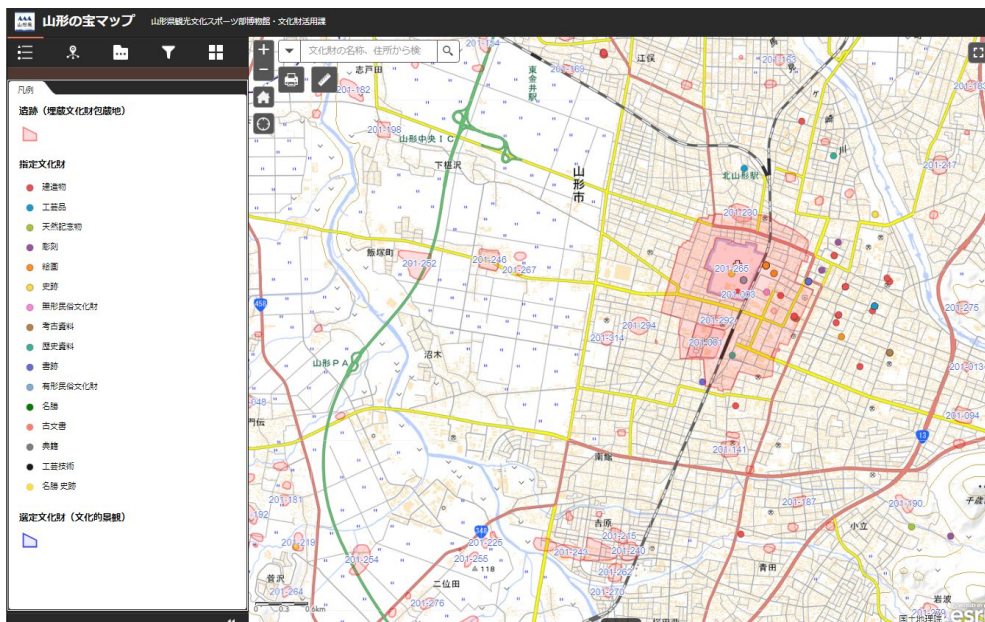
#### 利用ガイド

「山形の宝マップ」の基本的な操作方法は下記よりご確認ください。

⇒[利用ガイド \(PDF: 1,707KB\)](#)

## ○遺跡範囲を確認する

- ・遺跡（埋蔵文化財包蔵地）と選定文化財（文化的景観）はエリア表示、指定文化財と登録文化財はポイント表示されます。
- ・遺跡範囲は赤色、遺跡番号は青色で表示されます。



## ○遺跡の概要を確認する

- ・遺跡の範囲をクリックすると、各遺跡の概要がポップアップ表示されます。
- ・文化財保護法第94条通知等に記載する遺跡名・遺跡の種類（種別）・時代は、表示される遺跡の概要を確認のうえ記載してください。
- ・遺跡が重複して所在する場合、ポップアップ上段の[◀▶]をクリックすると、次の遺跡のポップアップ表示に切り替わります。



## ○遺跡の位置情報を検索する

遺跡名称や住所を入力して、遺跡の位置情報を検索することができます。



- 検索バーに対象の文化財の名称を入力し、右側の検索ボタンをクリックすることで対象の文化財等へ移動します。
- 遺跡名称・番号、文化財の名称、住所または施設名等を入力しての検索も可能です。



- ▼ボタンをクリックするとリストが表示され、検索対象を限定することができます。

## ○マップを印刷（出力）する

表示されているマップを様々なファイル形式で出力することができます。

※プリンター等で印刷したい場合は、出力したファイルを印刷してください。

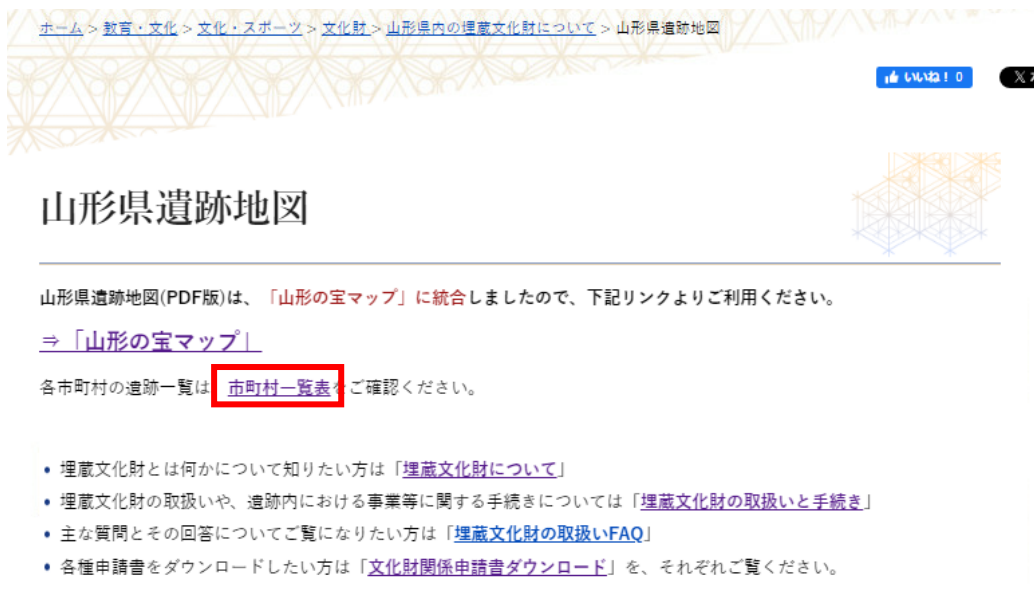


- 印刷ボタンをクリックします。
- 初期設定は、A4 横、PDF 形式ですが、右側▼ボタンをクリックするとレイアウトやファイル形式の変更が可能です。
- レイアウト・ファイル形式を決定後、右下の[印刷]をクリックして出力します。

## ○「市町村一覧表」を確認する

山形の宝マップ上で遺跡範囲をクリックすると、各遺跡の名称、種別、内容等が確認できますが、各市町村の遺跡一覧を確認したい場合は、一覧表からの確認が可能です。

山形県ホームページ → 教育・文化 → 文化・スポーツ → 文化財  
→ 山形県内の埋蔵文化財について → 山形県遺跡地図



\*遺跡範囲上に表示される「〇〇〇-△△△」という番号が、一覧表左の遺跡番号と一致します。

| 遺跡番号    | 市町村 | 遺跡名        | 種別  | 時代               | 摘要                                                                                                                  |
|---------|-----|------------|-----|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 201-001 | 山形市 | 双葉町遺跡      | 集落跡 | 縄文時代、古墳時代        |                                                                                                                     |
| 201-002 | 山形市 | 一本木A遺跡     | 集落跡 | 奈良・平安時代          | 新規登録:「分布報(4)」1977年3月                                                                                                |
| 201-003 | 山形市 | 山形城三の丸跡    | 城館跡 | 中世、近世            | 「中城報2」P23。範囲修正:「分布報(40)」。「埋文セ142集」2005年3月、「埋文セ190集」2010年3月、「埋文セ202集」2012年3月、「埋文セ206集」2013年3月、「埋文セ214集」2014年3月。      |
| 201-004 | 山形市 | 境田C'遺跡     | 集落跡 | 縄文時代(晩期)～奈良・平安時代 | 新規登録:「分布報(9)」1982年3月。「県教委76集」1984年3月。                                                                               |
| 201-005 | 山形市 | 間所免古墳      | 古墳  | 古墳時代             |                                                                                                                     |
| 201-006 | 山形市 | 高崎山遺跡      | 祭祀跡 | 平安時代             | (上ノ山)                                                                                                               |
| 201-007 | 山形市 | 風間B古墳      | 古墳  | 古墳時代             |                                                                                                                     |
| 201-008 | 山形市 | 花川遺跡       | 集落跡 | 弥生時代、古墳時代        |                                                                                                                     |
| 201-009 | 山形市 | 山形城跡(三の丸跡) | 城館跡 | 中世、近世            | 国史跡1986年、追加指定分1987年。「中城報2」P23。「埋文セ142集」2005年3月、「埋文セ190集」2010年3月、「埋文セ202集」2012年3月、「埋文セ206集」2013年3月、「埋文セ214集」2014年3月。 |
| 201-010 | 山形市 | 西ノ沢遺跡      | 集落跡 | 縄文時代             | 新規登録:「分布報(4)」1977年3月                                                                                                |

\*操作方法等について不明な点がございましたら当課へお問い合わせください。

## ○発掘調査された遺跡の調査報告書を見るには

県内の埋蔵文化財発掘調査報告書を、インターネットを利用して閲覧することができます。

山形県ホームページ → 教育・文化 → 文化・スポーツ → 文化財 → 山形県内の埋蔵文化財について → 埋蔵文化財発掘調査報告書の公開（全国遺跡報告総覧）（外部サイトへリンク）

または、インターネットで「全国遺跡報告総覧」と検索してください。

全国遺跡報告総覧  
Comprehensive Database of Archaeological Site Reports in Japan

奈良文化財研究所  
Nara National Research Institute for Cultural Properties

全文データを  
検索可能！

WEBで発掘調査報告書を読める

全国遺跡報告総覧  
Comprehensive Database of Archaeological Site Reports in Japan



「全国遺跡報告総覧」は、埋蔵文化財の発掘調査報告書を全文電子化して、インターネット上で検索・閲覧できるようにした“電子書庫”です。「総覧」は、全国遺跡資料リポジトリ・プロジェクトによって構築された遺跡資料リポジトリ・システムとコンテンツを国立文化財機構 奈良文化財研究所が引き継ぎ、運用しているものです。貴重な学術資料でありながら、流通範囲が限られ一般に利用しづらい報告書をインターネット上で公開することで、必要とする人が誰でも手軽に調査・研究や教育に利用できる環境の構築を目指しています。

（全国遺跡報告総覧より）

遺跡資料リポジトリは、全国各地で発掘調査され貴重な文化遺産の記録として冊子形態で提供されていた埋蔵文化財調査報告書について、報告書抄録のメタデータとともに電子全文データをWeb上で共有が容易なリポジトリ仕様（OAI-PMH）で公開することで、当該分野における学術調査・研究，教育活動の支援と，貴重な文化財遺産の記録を広く一般に公開しようとするものです。本プロジェクトは国立情報学研究所のC S I委託事業の助成を受け，国立大学と各自治体との広域協力・連携事業として推進されています。

（遺跡リポジットシステムより）

## 5 公益財団法人山形県埋蔵文化財センター

### (1) 概要

#### 【沿革】

平成3年5月14日 山形県埋蔵文化財調査体制検討委員会発足  
平成4年6月25日 山形県埋蔵文化財調査体制検討委員会報告書提出  
平成5年4月1日 県教育委員会が財団法人山形県埋蔵文化財センター設立を許可  
平成5年4月1日 財団法人山形県埋蔵文化財センターを山形市緑町に設立(所管:教育委員会)  
平成5年10月1日 上山市弁天(旧県立上山農業高等学校)に移転  
平成24年3月19日 県知事が公益財団法人山形県埋蔵文化財センター移行を認定  
平成24年4月1日 公益財団法人に移行  
平成24年12月1日 上山市中山(旧上山市立中山小学校)に移転  
令和2年4月1日 知事部局(観光文化スポーツ部)に所管換え

#### 【目的】

山形県内における遺跡等埋蔵文化財の調査研究を行い、県民の埋蔵文化財に関する理解を深めるとともに、文化財保護と地域開発の調和を図り、もって県民の文化生活の向上と地域文化の振興に寄与することを目的とする。

#### 【事業】

- (1) 遺跡等埋蔵文化財の調査及び研究
- (2) 埋蔵文化財の活用及び保護思想の普及
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### 【体制】

評議員 8名  
理事 6名 (理事長1名、専務理事1名、理事4名)  
監事 2名  
職員 24名

#### 【所在地】

公益財団法人山形県埋蔵文化財センター  
上山市中山字壁屋敷 5608 番地 (旧上山市立中山小学校)  
電話 023-672-5301 (代表)

## (2) 令和7年度事業概要

### 【調査事業】

国及び県等からの委託により、公共事業等関連の埋蔵文化財発掘調査業務を行う。

#### ■調査事業一覧

| 区分    | No. | 事業名                          | 遺跡名                  | 市町村  | 種別       | 主な時代        | 業務内容          |
|-------|-----|------------------------------|----------------------|------|----------|-------------|---------------|
| 国土交通省 | 1   | 最上川上流河川改修事業（須川地区）            | 中野目Ⅱ遺跡               | 山形市  | 集落       | 古墳／奈良・平安／中世 | 整理作業<br>報告書刊行 |
|       | 2   | 最上川大規模災害関連事業（左沢地区）           | 百目木遺跡                | 大江町  | その他（築跡）  | 近世／近現代      | 現地調査<br>整理作業  |
| 山形県   | 3   | 農地整備事業（経営体育成型）<br>鶴子六沢地区     | 原の内A遺跡第4次・<br>鶴子中原遺跡 | 尾花沢市 | 集落       | 縄文          | 整理作業<br>報告書刊行 |
|       | 4   | 農地整備事業（経営体育成型）<br>亀岡西地区      | 西田1遺跡・<br>西田2遺跡      | 高島町  | 集落       | 古墳／奈良・平安／中世 | 整理作業<br>報告書刊行 |
|       | 5   | 山形広域都市計画道路事業 3・2・5号 旅籠町八日町線  | 山形城三の丸跡<br>第22～24次   | 山形市  | 集落<br>城館 | 奈良・平安／近世    | 整理作業          |
|       | 6   | 道路改築事業 主要地方道山形天童線 成生工区       | 東原遺跡                 | 東根市  | 集落       | 平安          | 現地調査<br>整理作業  |
|       | 7   | 交通安全道路事業 主要地方道長井大江線 大谷工区     | 馬神昭和新田遺跡             | 朝日町  | 集落       | 縄文          | 現地調査<br>整理作業  |
|       | 8   | 若木 土砂災害対策事業費（砂防自然災害防止事業・急傾斜） | 若木館跡                 | 山形市  | 城館       | 中世          | 整理作業          |
|       | 9   | 飯田 土砂災害対策事業（防災安全・急傾斜地）       | 飯田館跡                 | 山形市  | 城館       | 中世          | 現地調査<br>整理作業  |
|       | 10  | 道路改築事業 国道287号米沢川西バイパス        | 中洗2遺跡                | 川西町  | 集落       | 古墳／平安       | 整理作業<br>報告書刊行 |
| 新庄市   | 11  | 新庄市公立保育所整備計画                 | 新庄城二の丸跡              | 新庄市  | 城館       | 近世          | 整理作業<br>報告書刊行 |

現地調査・整理作業 4件

整理作業 2件

整理作業・報告書刊行 5件

計 11件

### 【普及啓発事業】

埋蔵文化財の保存と活用及び保護思想の普及啓発を図るために、県からの委託により次の事業を実施する。

#### ① 埋蔵文化財に関する理解促進及び学習機会の提供

「出前授業」の実施

「発掘調査速報会」の開催

「市町村巡回展示会」の開催

「遺跡体感ツーリズム」の開催

「考古学お仕事体験」（整理業務体験学習会兼整理業務報告会）の開催

「発掘体験」（発掘作業体験学習会）の開催

#### ② 情報の提供及び発信

「遺跡・史跡パンフレット」の作成・配布

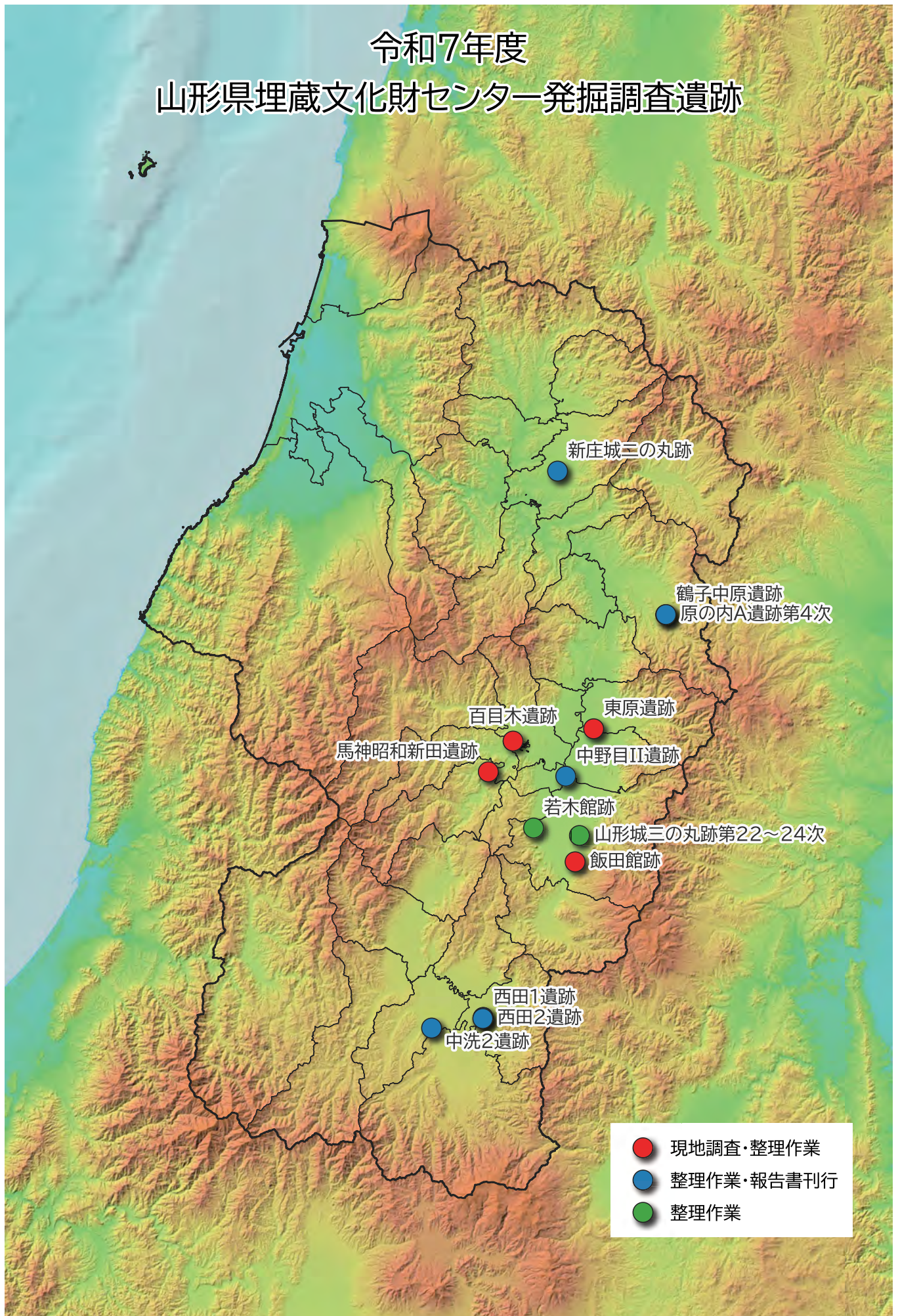
SNSによる普及啓発事業の情報発信

#### ③ 出土文化財及び調査記録等の保管と活用

公共機関等への出土文化財及び写真の貸し出し

学術刊行物等への調査記録及び出土文化財写真等の提供

# 令和7年度 山形県埋蔵文化財センター発掘調査遺跡



### (3) 発掘調査の流れ

#### 【現地調査】

発掘調査の届出（92 条）  
 調査準備  
 調査事務所の設置  
 表土除去  
 遺構検出  
 遺構精査  
 記録作業（図面作成・写真撮影）  
 遺物取り上げ  
 調査説明会  
 調査事務所・発掘器材の撤収  
 文化財発見通知届出



調査事務所設置



表土除去



遺構検出



遺構精査・遺物取り上げ



図面作成



写真撮影

#### 【整理作業】

記録類（写真・図面等）の整理  
 出土遺物の洗浄  
 注記  
 接合・復元  
 遺物実測・拓本  
 遺構・遺物図面の製図（トレース）  
 写真撮影  
 原稿執筆  
 編集  
 印刷・校正  
 報告書刊行  
 出土遺物・記録を県に移管



遺物洗浄



注記



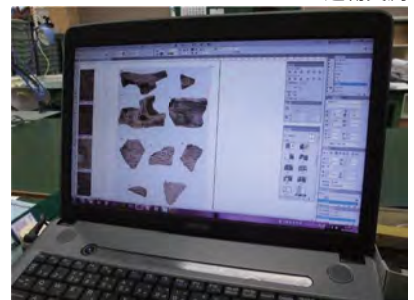
接合・復元



遺物実測



写真撮影



編集

## 6 関係法令・通知等資料

### 1 法律、政令、国の規則・基準

- 文化財保護法（抄）
- 文化財保護法施行令（抄）
- 埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）
- 遺失物法（抄）

### 2 通知

- 山形県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準
- 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について
- 建設省がおこなう道路事業の建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取扱いについて
- 農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について

## 1 法律、政令、国の規則・基準

### ○文化財保護法（抄）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号）

最終改正：令和二年六月一〇日法律第四一号

#### 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九条、第十條、第十二條、第二十二條、第三十一條第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

#### 第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（返還又は通知等）

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第七条第一項の規定による公告をしなければならない。

（提出）

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとしたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（国庫帰属及び報償金）

第一百四条 第一百条第一項に規定する文化財又は第一百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限り。）で、その所有

者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（譲与等）

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

（遺失物法の適用）

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

## 第十二章 補則

### 地方公共団体及び教育委員会

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第百三十条（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定に

による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（書類等の經由）

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

（事務の区分）

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

### 第十三章 罰則

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第二百五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかつた者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一～五 〔略〕

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 〔略〕

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 〔略〕

二 第三十一条第三項（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第百十九条第二項（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十二条（第六十条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第八十条及び第百二十条（第百三十三条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第三十三条（第八十条、第百十八条及び第百二十条（これらの規定を第百三十三条で準用する場合を含む。）並びに第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、

第三十四条（第八十条及び第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。）、第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項（第二百十条、第三百三十三条及び第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項、第三百六十六条又は第三百九十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 〔略〕

## ○文化財保護法施行令（抄）

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）

最終改正：平成三一年三月三〇日政令第一二九号

（法第九十四条第一項の政令で定める法人）

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、日本郵便株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

第二条～第四条 〔略〕

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項 又は第九十七条第一項 の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 ～四 〔略〕

五 法第九十二条第一項 の規定による届出の受理、同条第二項 の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項 の規定による通知の受理、同条第二項 の規定による通知、同条第三項 の規定による協議、同条第四項 の規定による勧告、法第九十七条第一項 の規定による通知の受理、同条第二項 の規定による通知、同条第三項 の規定による協議並びに同条第四項 の規定による勧告

2 法第九十三条第一項 において準用する法第九十二条第一項 の規定による届出の受理、法第九十三条第二項 の規定による指示、法第九十六条第一項 の規定による届出の受理、同条第二項 又は第七項 の規定による命令、同条第三項 の規定による意見の聴取、同条第五項 又は第七項 の規定による期間の延長及び同条第八項 の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法 （昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項 において準用する法第九十二条第一項 の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項 の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3～7 〔略〕

第六条～第七条 〔略〕

## ○埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則

(昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第五号)

改正：平成三十一年三月二九日文部科学省令第七号

(発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添附書類)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第九十二条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘予定地の所在及び地番
- 二 発掘予定地の面積
- 三 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 四 発掘調査の目的
- 五 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 六 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 七 発掘着手の予定時期
- 八 発掘終了の予定時期
- 九 出土品の処置に関する希望
- 十 その他参考となるべき事項

２ 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）

二 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

三 発掘予定地の所有者の承諾書

四 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書

五 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

(土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添附書類)

第二条 法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 二 土木工事等をしようとする土地の面積
- 三 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 五 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 六 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 七 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 八 当該土木工事等の着手の予定時期
- 九 当該土木工事等の終了の予定時期
- 十 その他参考となるべき事項

２ 前項の届出の書面には、土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

(事前の届出を要しない場合等)

第三条 法第九十二条第一項ただし書（法第九十三条第一項で準用する場合を含む。）の文部省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該発掘に関し、法第二百五条第一項の規定により現状変更等の許可の申請をした場合
- 二 非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合

２ 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第百八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県教育委員会が行う場合には、当該都道府県教育委員会）に、法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第百八十四条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定

による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。

（遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類）

第四条 法第九十六条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 遺跡の種類
- 二 遺跡の所在及び地番
- 三 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 四 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 五 遺跡の発見年月日
- 六 遺跡を発見するに至った事情
- 七 遺跡の現状
- 八 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 九 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 十 遺跡の保護のため執つた、又は執ろうとする措置
- 十一 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。
- 2 埋蔵文化財発掘届出書規則（昭和二十五年文化財保護委員会規則第四号）は、廃止する。

附 則 （昭和五〇年九月三〇日文部省令第三三号） 抄

- 1 この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の（昭和五十年十月一日）から施行する。

附 則 （平成一二年三月八日文部省令第八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

## ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

最終改正：令和二年三月三十一日号外法律第一一号）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

十四 文化財の保護に関すること。

（執務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び施行することとすることができる。

二 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

三 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

## ○遺失物法（抄）

（平成十八年六月十五日法律第七十三号）

第一章〔略〕

第二章 取得者の義務及び警察署長等の措置

第一節 取得者の義務

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。  
ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

第五～四十四条〔略〕

## 2 通 知

### ○山形県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準

社教文第1525号別紙平成16年3月23日

教育長から 市町村教育委員会教育長あて通知

#### 1 趣 旨

この基準は、山形県内における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

この基準は、文化財保護法および各都道府県教育長あて文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（平成10年9月29日付け庁保記第75号）並びに「東北・北海道ブロック発掘調査基準の決定について（通知）」（平成11年11月10日付け教文第5204号）に基づき策定されたものである。

#### 2 埋蔵文化財として扱うべき範囲

この基準において埋蔵文化財として扱うべき範囲は以下に示すものとする。

##### (1) 時 代

- ① 原則として中世までの範囲とする。
- ② 近世の遺跡については、地域において必要と認められるものとする。
- ③ 近現代の遺跡については、地域において特に必要と認められるものとする。

##### (2) 範 囲

- ① 遺構の存在する範囲を対象とする。
- ② 遺構が希薄の場合または互いに離れて存在する場合、または遺跡の中の空閑地については、その遺跡の時代や性格を考慮し判断する。
- ③ 遺物包含層のみの場合は、その出土状態に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とする。ただし、遺物の出土が散漫な区域にあっても、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮して判断するものとする。

#### 3 開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基準を以下のとおりとする。

措置の判断ために、教育委員会において、事前に現地確認・試掘調査を実施するものとする。

(1) 工事前に発掘調査を行うもの

|   | 工事の内容                                                         | 補足事項                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合                                       | すべての工事を対象とする。ただし、対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合は別途協議する。                                                                                                                                                                                                                                  |
| ② | (ア) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばないが、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・掘削または削平に伴い、埋蔵文化財に影響を及ぼさない保護層が確保されない場合</li> <li>・当該工事により埋蔵文化財の将来にわたる保全が図られない場合</li> </ul>                                                                                                                                                   |
|   | (イ) 一時的な盛土や工作物を設置する場合                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・軟弱地盤や低湿地の埋蔵文化財包蔵地で盛土や工作物により埋蔵文化財が影響を受けるおそれがある場合は発掘調査の対象とする。</li> <li>一般的な土質への盛土・工作物については、期間・重量等により埋蔵文化財への影響を個別に判断する。</li> </ul>                                                                                                            |
| ③ | 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合 | 下記により、発掘調査の対象から除くとしたものについて、将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象となる場合がある。また、工事により埋蔵文化財への影響を及ぼさない保護層が確保できない場合は発掘調査の対象とする。                                                                                                                                                    |
|   | 工事別事例<br>○道路                                                  | 発掘調査の対象とする<br>ただし以下のものは除く <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等<br/>(植樹帯・歩道等が車道と一体化した高い盛土構造の場合は発掘調査の対象とする)</li> <li>・高架、橋梁の橋脚を除く部分</li> <li>・道路構造令に準拠していない農路、私道</li> <li>・道路の拡幅、改修の場合の既存道路部分<br/>(既存道路部分で埋蔵文化財の遺存が確認され、工事が埋蔵文化財におよぶ場合は発掘調査を実施する)</li> </ul> |
|   | ○ダム                                                           | 堤体及び貯水池を発掘調査の対象とする                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|   | ○河川                                                           | 堤防敷及び河川敷内の低水路を発掘の対象とする                                                                                                                                                                                                                                                             |
|   | ○鉄道                                                           | 道路に準じる                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|   | ○恒久的な盛土・埋立                                                    | 施工後に必要に応じ発掘調査ができない場合は発掘調査の対象とする。<br>軟弱地盤や低湿地の埋蔵文化財包蔵地で盛土により埋蔵文化財が影響を受けるおそれがある場合は発掘調査の対象とする。<br>古墳・塚・堀等が顕在している場合で、現状を改変する場合は発掘調査の対象とする。<br>ただし以下のものは除く <ul style="list-style-type: none"> <li>・野球場・学校・公園等のグラウンド、競技場のフィールド・駐車場</li> </ul>                                            |
|   | ○建築物                                                          | 基礎部分が埋蔵文化財に及ぶ場合は建築面積を発掘調査の対象とする。ただし以下のものは除く <ul style="list-style-type: none"> <li>・確認調査をした上で、遺構の保存のための方策が講じられた場合</li> <li>・ピロティや柱間空間のある建築物で掘削が部分的に限定される場合</li> </ul>                                                                                                              |

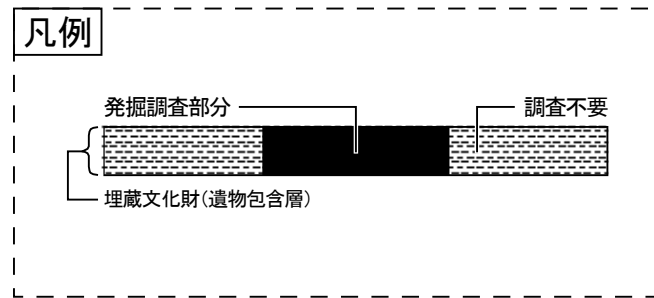
(2) 工事の実施中に地方公共団体の専門職員が立会い、必要に応じ記録保存をとる等の措置を講ずるもの

| 工事の内容                                        | 補足事項                                                                |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合                     | 管・線類の工事、点的な工事を対象とする<br>ただし、工事により埋蔵文化財に著しく影響を及ぼす場合は対象地区全域を発掘調査の対象とする |
| 工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合 | 工事中に、埋蔵文化財への影響の有無を確認する                                              |

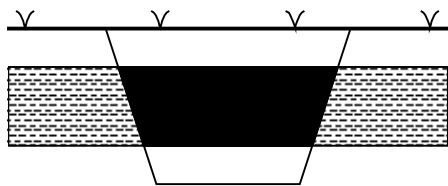
(3) 埋蔵文化財包蔵地において工事を行うことを認識の上、慎重に施工するもの  
遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡を取るものとする

| 工事の内容                             | 補足事項                                                             |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 既工事の範囲内で行われる工事                    |                                                                  |
| 埋蔵文化財への影響が無いかまたは極めて影響が少ないと考えられる工事 | (1)・(2)に規定された発掘調査または立会い調査を実施する工事以外のもの<br>で埋蔵文化財包蔵地で行われる工事を対象とする。 |

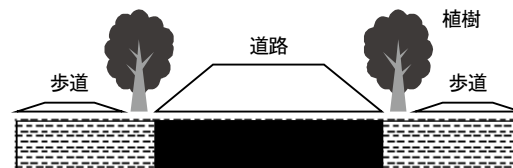
# 発掘調査基準の図解



埋蔵文化財が掘削され破壊される場合 ①

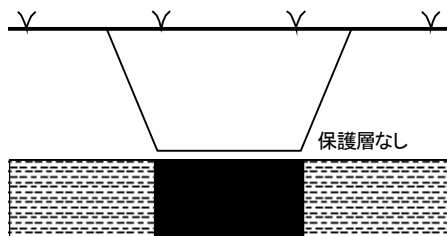


道路構造令に準拠する道路

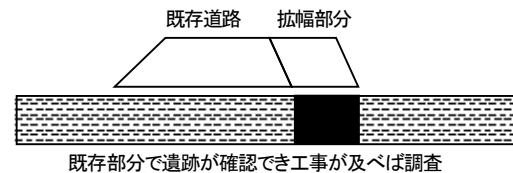


埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合 ②(ア)

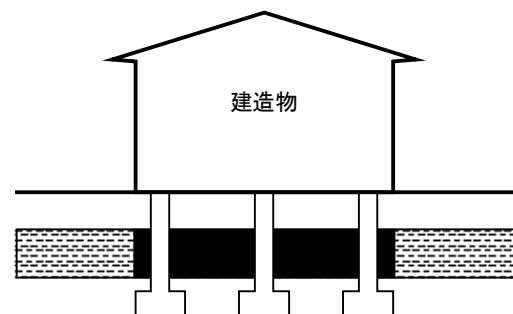
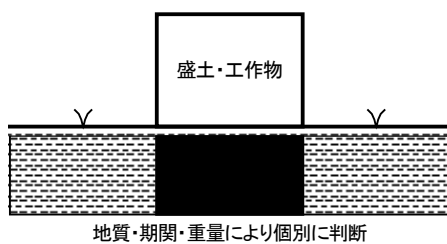
掘削により遺跡保護層(30cm以上)が確保されない場合



道路改修



一時的な盛土や工作物を設置する場合 ②(イ)



## ○埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

平成10年9月29日 庁保記第75号

文化庁次長から 各都道府県教育委員会教育長あて通知

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成6年7月の規制緩和に関する閣議決定、平成7年11月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成6年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に係る調査研究委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成9年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成10年6月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれては、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いいたします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いいたします。

なお、埋蔵文化財に関する重要な事項については、今後とも、速やかに当庁と連絡を取り、適切に対処するようお願いいたします。

本通知により、昭和56年7月24日付け庁保記第17号、昭和60年12月20日付け庁保記第102号、平成5年1月19日付け庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成8年10月1日付けの庁保記第75号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

### 記

#### 1 基本的事項

##### （1）埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

##### （2）埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

##### （3）開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

##### （4）関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

#### (5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているための確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

#### (6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

### 2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

埋蔵文化財の保護上必要な開発事業との調整、発掘調査等を円滑に進めるには、それらを的確に執行するための体制が必要である。埋蔵文化財保護の体制については、各地方公共団体において、今後とも更に以下の各事項に留意の上、その整備・充実に努められたい。

#### (1) 地方公共団体における体制の整備・充実

各地方公共団体においては、埋蔵文化財の保護を図るため、史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、開発事業との調整及び発掘調査の実施、発掘調査成果の公開等の広報活動等の多岐にわたる行政を進めることが求められる。

このため、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保し、それぞれの担当部署への適切な配置に努めるとともに、常時その能力の向上を図る必要がある。

また、専門職員の資質・技能の向上のため、地方公共団体の設置する発掘調査組織等との適切な人事交流を図るとともに、自らの職員、管内あるいは関係の地方公共団体職員を対象とする研修の実施、奈良国立文化財研究所その他が行う研修への職員の派遣などに努める必要がある。

さらに、埋蔵文化財の保護については、人的な体制とともに発掘調査、出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実も必要であることから、今後とも埋蔵文化財センターの建設等を進める必要がある。

#### (2) 市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。

このため、埋蔵文化財担当専門職員を配置していない市町村においては、少なくとも埋蔵文化財保護の基本的行政に支障がないよう専門職員の配置を促進することとし、既に専門職員を配置している市町村においても、適切な埋蔵文化財保護行政の執行と経常的な発掘調査の円滑な実施のため、適正な体制の整備・充実を図る必要がある。

なお、小規模な市町村の場合、一定の地域内に所在する複数の市町村が共同して広域の発掘調査組織を設けることも有益である。このような場合には、広域調査組織の設立、運営に当たっての関係市町村間の理解と合意の確保、各関係市町村教育委員会と広域調査組織との連携、職員の採用形態等について十分配慮し、その運営が円滑に行われるよう留意すること。

#### (3) 都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められている。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差異を生ずることを避け、行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

また、体制の未整備な市町村に係る事業に関して、当面の措置として、発掘調査の緊急性等を踏まえ、自ら発掘調査を実施する等の措置を執り、管内における埋蔵文化財行政に不均衡が生じないよう配慮されたい。

このため、各都道府県においては、開発事業との調整や発掘調査等に当たる体制の整備に努めるとともに、保護の基本となる方針や標準を策定し、管内の市町村への指導・援助及び連絡調整を適切に行うための一層の体制の整備・充実に努める必要がある。

なお、市町村と都道府県との役割分担について、従来の区分では適切な対応が困難な場合には、都道府県と市町村で調整の上、区分の在り方を見直すなど、開発事業の内容等と埋蔵文化財行政側の体制の状況に応じた柔軟な対応を行うことにより、発掘調査等の円滑な実施を図ることとされたい。

#### (4) 地方公共団体間の専門職員の相互派遣

(2) と (3) で掲げた各市町村及び都道府県の基本的な役割を踏まえつつも、増大する開発事業との円滑な調整を図り、埋蔵文化財の適切な保護を図るためには、各市町村及び都道府県が相互に協力して臨むことが必要である。

各地方公共団体の対応能力を超えるような発掘調査事業の臨時的、急激な増加等に対応して円滑な事業の推進を図るためには、都道府県相互間、都道府県と市町村の間あるいは市町村相互間で専門職員を出向・派遣する等の相互支援を行うことが望ましい。

このため、次の各事項に留意の上、適切な措置を講ずることとされたい。

- ① 都道府県教育委員会においては、管内の市町村における発掘調査事業の動向とこれに対する対応能力等の状況を的確に把握するとともに、体制が不十分な市町村への専門職員の出向・派遣、市町村間の専門職員の出向・派遣等の調整等に努める必要があること。
- ② 地方ブロック毎の連絡会議等で、各都道府県における発掘調査事業の動向等について情報交換を行い、近隣都道府県間の専門職員の出向・派遣等による相互支援について、検討を進めること。
- ③ 当庁では、これまで大規模な災害復旧に対応する場合等に都道府県の範囲を超える全国規模の専門職員の派遣等について協力要請を行ってきたが、今後も必要に応じて同様の措置を執ることとしたいので引き続き配慮願いたいこと。

#### (5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方

地方公共団体が設置している発掘調査のための組織・機関は、発掘調査を円滑に進めるために十分な職員体制と調査のための基本的な機材等を整えるとともに、財政的な基盤を確保する必要がある。

また、各教育委員会には、こうした調査組織・機関による発掘調査であっても、調査に関する指導は教育委員会が行うものであるから、これらの組織・機関との連絡を密にすることが必要である。

#### (6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入

発掘調査への民間調査組織の導入については、地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の整備を前提として、導入の形態、導入する範囲等についての明確な方針の下に行う必要がある。この場合、次のような原則によるのが適切である。

##### (ア) 発掘調査に関連する各種の業務について

排土・測量・写真撮影等、発掘調査に関連してこれを支援する業務については、発掘調査

の効率的な実施のために有効な場合は、民間の調査支援機関の効率的な導入を図ること。

(イ) 発掘調査について

発掘調査についての民間調査組織の導入については、本来当該発掘調査を実施すべき地方公共団体等が一定程度の発掘調査体制を有している場合であって、その発掘調査体制では発掘調査が著しく遅延している場合又は短期的な発掘調査事業の急増により現在の体制では調査の遅延等の事態が生ずることが予想され、他の地方公共団体からの専門職員の派遣その他の支援によっても対応することができない場合に限って、次の要件の下に行うこと。なお、発掘調査への民間調査組織の導入を行うときは、そのことにより地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅延することのないよう十分留意すること。

- ① 導入しようとする発掘調査組織は、発掘調査について十分な資質を有する担当職員を備えており、埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施する能力を有するものであること。
- ② 民間の発掘調査組織の導入は、発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、発掘調査組織の選択、発掘調査の実施の管理等は、当該地方公共団体が責任をもって行うこと。

3 開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたい。

なお、公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり、連絡調整体制の整備等による一層の連携強化に努めていただきたい。

(1) 開発部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局との間の連携を強化し、各部局に関係する開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2) 事業者との調整

事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

- ① 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。
- ② 事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。
- ③ 埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生じないよう努めること。
- ④ 調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。
- ⑤ 事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

(3) 発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。

- ① 試掘・確認調査を積極的に活用し、その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応

じた調査体制の編成等に配慮すること。

- ② 作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして、その円滑かつ迅速な実施に努めること。
- ③ 事業者との連絡を密にし、調査の工程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

#### 4 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な基本的な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため、都道府県教育委員会においては、平成10年6月の埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」（以下「報告書」という。）の第1章、2を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。

##### （1）埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の1)に示す原則に則しつつ、かつ2)に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、上記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

##### 1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- ① おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。
- ② 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- ③ 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

##### 2) 埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所在する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

##### 3) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。

ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については、当面、都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること、又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し、必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

上記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

### (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記(2)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」、「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配付等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとするとともに、常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう、加除訂正が可能な基本原図を用いることや、コンピュータを用いた情報のデータベース化等、機能的な方法を工夫すること。

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側、文化財保護行政側の双方にとって有効なことから考えられる。

## 5 試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6(3)のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査（地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査）、確認調査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）を行うことが必要である。

各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中にも的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

## 6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

### (1) 記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容や状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この二点についての基本的な考え方は別紙1及び別紙2のとおりであるので、各教育委員会においては、これを踏まえ、「報告書」の第3章及び第4章を参照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙2の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの

関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらについては各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

## (2) 記録保存のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記(1)に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見（試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあっては、その結果報告に基づく市町村教育委員会の意見）を聞き、調整の上決定することが適切である。

また、その決定内容については、事業者に対し十分に説明を行い、その理解を得ることが必要である。

## (3) 盛土等とその留意事項

開発事業との調整に際しては、建築物等の工作物や盛土の下であっても遺跡等を比較的良好な状態で残すことができ、調査のための期間や経費を節減できる場合には、記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ、盛土等の取扱いとすることが必要である。

ただし、この場合も、このような取扱いは埋蔵文化財本来の保存方法として必ずしも適切ではないこと、盛土等の施行後は地形や地貌が大きく変化し周知の埋蔵文化財包蔵地であることを実態上把握しにくくなり、試掘・確認調査等を行うこともかなり困難になること等を認識し、盛土等の施行以前に、地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲、遺跡の内容・性格等を記録しておく必要がある。そのために事前にその目的に即した試掘・確認調査を行うこと等が必要である。また、盛土等の処理に関する協議・調整、それに伴う踏査、試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録を適切に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに、将来、別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことがないよう、関係事業者や土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

# 7 発掘調査の経費等について

## (1) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第93条第2項による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（昭和56年2月7日付け庁保記第11号）による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

## (2) 事業者負担を求める発掘調査経費の範囲等

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者を経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費（機械器具の借損料、立入補償費等を含む）、出土文化財の整理等に要する経費（応急的な保存処理のための費用を含む。）、報告書作成費等である。

なお、開発事業等の事業者に負担を求める経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある。

### (3) 発掘調査経費・期間の積算基礎の策定等

開発事業等に伴う発掘調査の経費及び期間については、各地方ブロックごとの標準的な積算基礎の策定が完了したところであるが、今後、標準的な積算基礎の具体的な事案への適用を進めるとともに、必要に応じ、より広範囲の事業に対応できる実用的な内容への補完・改訂等を検討することとされたい。

また、開発事業者と発掘調査経費について協議する際には、経費の具体的な積算根拠等について十分説明し、その理解を得る必要がある。

## 8 発掘調査成果の活用等による保護の推進

- (1) 埋蔵文化財の保護については、広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成9年8月13日付け庁保記第182号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用に努めることとされたい。
- (2) 発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

## 別紙1

### 発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

- (1) 遺構の所在する場所にあつては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。  
また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。  
遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。
- (2) 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。  
ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。
- (3) 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等）は、地域性、遺構の残存状況（現在の市街地との重複等）、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料

から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。

## 別紙 2

### 記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

#### (1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

- ① 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。
- ② 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする。

埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壌条件、工事の規模等を勘案し、個々に判断せざるを得ないものであるが、同一地域の同規模の工事に対し、その判断に不均衡が生じることは適切でないので、都道府県教育委員会において、具体的な工事の規模（盛土の厚さ等）や保護層（工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、樹脂等による緩衝層）の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましいこと。

- ③ 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。これを事業の種類ごとに、工事の性質・内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施工後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

○道路等 次に掲げるもの以外は、発掘調査の対象とすること。

- (ア) 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等
- (イ) 高架・橋梁の橋脚を除く部分
- (ウ) 道路構造令に準拠していない農道、私道
- (エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし、上記のものについても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については、道路に準じて取り扱うこと。

○ダム・河川 ダムについては堤体及び貯水池、河川については堤防敷及び河川敷の内の低水路は発掘調査の対象とすること。

ただし、ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○恒久的な盛土・埋立て 盛土・埋立てについては、その施工後の状況が、必要な場合

は発掘調査が可能なものかどうか等の観点で、個々の事業に即し、発掘調査が必要か否かを定めることができる。

ただし、都道府県教育委員会の定める適用基準により、あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合、現在の掘削工法の限界、従前の例等から、盛土等の厚さ

の標準は二～三メートル程度が適当である。

なお、野球場・競技場・駐車場等についても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○建築物 建築物については、規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため、原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし、その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で、都道府県教育委員会の定める適用基準により、発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

## (2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「工事立会」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

① 対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

② 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。

## ○建設省がおこなう道路事業の建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

昭和 46 年 11 月 20 日国保第 47 号  
文化庁文化財保護部長から 各都道府県教育委員会教育長あて通知

かねてから協議中の建設省がおこなう建設工事施行に伴う埋蔵文化財の取扱いについて、このたび、建設省道路局国道第一課との協議が整い、同省国道第一課長から同省関係機関へ別紙写しのとおり通知がされました。

ついては、貴教育委員会におかれても、別添通知（写し）に留意のうえ交渉にあたられ、埋蔵文化財の保護に万全を期されるよう願います。

なお、今回の取扱いでは、発掘調査費用のなかに整理保存費の負担が明記されておりますので申し添えます。

建設省道一発第 98 号  
昭和 46 年 11 月 1 日

北海道開発局 建設部長  
地方建設局 道路部長 殿

道路局国道第一課長

直轄道路事業の建設工事施工に伴う埋蔵文化財の取扱いについて

直轄道路事業の建設計画線の立案にあたって、貝塚、古墳、その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「文化財包蔵地」という）を極力回避するよう努力することは当然のことであるが、道路の線形等の関係から止むを得ず文化財包蔵地が支障となる場合の取扱いについては、今後下記事項に留意のうえ処理されたい。

なお、文化庁文化財保護部記念物課とは、協議済であるので申し添える。

記

1 事業施行前に文化財包蔵地の支障となることが判明している場合は、文化財保護法（昭和 25 年法律

第214号)の趣旨を尊重し、事前に関係教育委員会と充分協議を行ない、直轄道路事業との調整を図るよう努めること。

なお、協議が整わない場合は、当職あて当該教育委員会の意見及び関係資料を添えて報告すること。

2 工事施行中に埋蔵文化財を発見した場合には、前項に準じて措置すること。

3 前項1及び2の協議の結果、文化財包蔵地の発掘調査が必要となった場合は、関係教育委員会と下記事項について取決めの上で実施すること。

なお、(ハ)に掲げる発掘調査費用の全体計画額が3,000万円を超える場合は事前に当職あて関係書類を添えて承諾を得ること。

(イ) 発掘調査期間

発掘調査は、路線計画決定後すみやかに実施するものとし、その期間は工事工程等を勘案し、建設工事の実施に支障をきたさぬよう当該教育委員会と協議のうえ定めること。

(ロ) 発掘調査の方法

発掘調査の実施は、原則として当該教育委員会に委託して行うこと。

(ハ) 発掘調査費用

発掘調査費用は、原則として直轄事業施行地内に係るものとし、発掘作業に直接必要な費用及び発掘され又は発見された文化財に係る必要最小限の整理保存費等を負担するものとし、継続的な管理費、その他学術的研究のための費用は含まないものとする。

(1) 発掘作業費 調査員、補助員の日当旅費及び人夫の賃金、機械器具借損料、立入補償費等

(2) 整理保存費 洗浄、接合、分類、復原、実測、写真撮影等の整理費及び錆止め、腐蝕止めのための理化学的保存処理費等

(3) 報告書類作成費 発掘調査報告書の印刷製本費等

(4) 調査雑費

(ニ) 経費の支出方法

発掘調査を実施するために必要な経費は、必要に応じ概算払いすることができる。この場合予算決算及び会計令(昭和22年4月30日付け勅令第165号)第58条の規定により大蔵大臣の協議手続が必要である。

(ホ) 精算調書等の提出

発掘調査が完了したときは、当該教育委員会から発掘調査の実施結果に基づく報告書及び費用の精算調書を提出させること。

(ヘ) 埋蔵文化財の処理

発掘され又は発見された埋蔵文化財は、文化財保護法の趣旨にかんがみ、一切の権利を放棄するとともに、すみやかに遺失物法(明治32年法律第87号)第1条及び第7条所定の手続を行なうこと。

(ト) その他必要な事項

## ○農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整について

昭和50年10月20日庁保記第211号

文化庁文化財保護部長から 各都道府県教育委員会教育長あて通知

文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴い、既に「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和50年9月30日付け庁保管第191号、文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通達)において通達した事項を除くほか農林省と文化庁とは、農業基盤整備事業及び林業生産基盤の整備の事業(以下「農業基盤整備事業等」という。)と埋蔵文化財保護との関係について、下記Ⅰの事項について了解に達しました。当庁としては、この趣旨に沿い、農業基盤整備事業等と埋蔵文化財の保護との関係の調整に努めることとしておりますが、貴職におかれても、下記Ⅱの事項に御留意の上、これらの事業と埋蔵文化財の保護との調整について御配慮くださるようお願いいたします。

なお、この通知の内容については農林省においても了解済みですので申し添えます。

I (1) 農業担当部局は、周知の埋蔵文化財包蔵地において農業基盤整備事業の実施を予定する場合には、文化財保護担当部局の当該事業実施予定地区内における当該埋蔵文化財の調査に要する期間等を考慮して、あらかじめ、工事の実施計画について、文化財保護担当部局と連絡調整を図るものとする。

(2) 文化庁は、農業基盤整備事業に係る国の機関等が行う周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘についての文化財保護法（以下「法」という。）第57条の3の規定の適用については、同条中「当該発掘に係る事業計画」及び「当該事業計画」とは、埋蔵文化財包蔵地における発掘に係る部分の工事の実施計画を意味するものであつて、土地改良法に規定する土地改良事業計画を意味するものではないことを確認する。

(3) 文化財保護担当部局は、農業基盤整備事業に係る法第57条の3第3項及び第57条の6第3項の協議並びに農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る各種文化財の調査に当たっては、当該事業の計画的かつ円滑な実施に支障が生じないように速やかに措置するものとする。

(4) 農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として、文化財保護担当部局において実施するものとし、かつ、当該調査に要する経費は、すべて文化財保護担当部局において負担するよう努めるものとする。

(5) (4)にかかわらず、やむを得ず、当該調査に要する経費を、農業基盤整備費のなかで負担せざるを得ない場合においても、当該経費のうち農家負担分については、文化財保護担当部局において負担するものとする。

(6) 文化財保護担当部局は、文化財の事前分布調査を実施するに当たっては、農業基盤整備事業実施地区及び実施予定地区において優先的に実施するよう努めるものとする。

(7) 文化財保護担当部局は、法第57条の5の行為の停止命令の発動に当たっては、季節に左右されることの多い農林漁業活動及び農業基盤整備事業等の円滑な実施に支障が生じないように十分留意するものとする。

(8) 林業生産基盤の整備の事業に関しても、上記(1)から(7)に準じた方向で処理するものとする。

II (1) 各都道府県の教育委員会においては、農林業関係事業と文化財の保護との調整に資するため、常にそれらの行政担当部局等との密接な連絡を保つこと。

(2) 農業基盤整備事業等に関するIの了解事項のうち予算を伴うものについては、昭和51年度から実施されることとなるが、この場合、農林業担当部局から、埋蔵文化財の調査に要する期間及びその経費の予算的準備等に要する期間を考慮して可能な限り早期に農業基盤整備事業等の工事の実施計画等について文化財保護担当部局に連絡し、調整を図ることとする旨了解されているので、適宜事前の分布調査、遺跡の確認調査、保存措置等を行うとともに、事前調査及びその経費負担等について十分に調整するよう配慮されたいこと。

(3) I (4)の趣旨に沿う埋蔵文化財の調査経費の負担については、農業基盤整備事業等における農家及び林家の負担が多様であること等の事情もあるので、各地方における実情に応じ、各都道府県教育委員会において、関係部局と十分に調整されるよう配慮されたいこと。

※ 平成16年度の法改正により第57条の3は第94条に、第57条6は第97条に改正